

平成28年10月31日

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組に関する要請書

デフレから完全に脱却し、経済の好循環を回し続けるためにも、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが非常に重要です。また、少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することも重要です。

しかしながら、神奈川県においては、週60時間以上の雇用者の割合は10.3%（平成24年）と全国で4番目に多い状況にあり、また、年次有給休暇の取得率は54.2%（平成25年）と低い水準にとどまっており、長時間労働の削減を始めとした働き方の見直しが求められています。

こうした中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれました。また、政府全体としても、去る9月2日に「働き方改革実現推進室」を設置するなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組を開始しています。

この長時間労働問題については、厚生労働省において、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、  
① 著しい過重労働や賃金不払残業などを行う企業の撲滅に向けた監督指導の強化

② 休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化  
を2つの柱として、省を挙げて取り組んでまいりました。

当局においても、本年4月に「過重労働特別監督監理官」を配置し、特に監督指導については、月残業100時間超から80時間超のすべての事業場へ監督対象を拡大するなど、その取組を強化しているところです。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)」において、11月は過労死等防止啓発月間とされております。そのため、本年も、昨年に引き続き10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進しています。

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。このため、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るための施策や年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための施策等、各企業の実情に応じた取組を行うことが望まれます。具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定、年次有給休暇取得による連休の実現（「ノンハゾノ休暇」）のほか、ボランティア休暇をはじめとする、働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が挙げられます。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への働き方改革や夏の生活スタイル変革に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発等の取組をいただきたく、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

神奈川労働局長